

参議院比例代表選挙で 特定枠制度 が導入されました。

【制度の目的】

全国的な支持基盤を有するとはいえないが、国政上有為な人材あるいは民意を媒介する政党がその役割を果たす上で必要な人材が当選しやすくなるよう、導入された制度です。

※特定枠制度を利用するかどうかは政党等が判断します。

【制度の概要】

①投票所における掲示

特定枠の候補者の氏名及び順位は、特定枠以外の候補者と区別して、特定枠以外の候補者の次に掲載されます。

②特定枠に記載されている候補者の有効投票

特定枠に記載されている候補者の有効投票は、政党等の有効投票とみなされます。（特定枠の候補者の氏名を記載した投票は、政党等への投票とみなされます。）

③候補者の間における当選順位

特定枠の候補者があるとき、その政党等における当選人は、次のとおり定められます。

・まず、特定枠に記載されている候補者を名簿記載の順位のとおり当選人とします。

・次に、その他の名簿登載者について、その得票数の最も多い者から順次当選人とします。

参議院比例代表選挙で 特定枠制度

が導入されました。

①特定枠の候補者の氏名及び順位は、特定枠以外の候補者と区別して、特定枠以外の候補者の次に掲載されています。

(例)

「当選人となるべき候補者」として、特定枠以外の候補者の次に掲載されています。



(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名	(ふりがな) 略称	(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称	令和何年何月何日執行 参議院比例代表選出議員選挙 参議院名簿届出政党等名称及び参議院名簿登載者氏名揭示 何市(区)(町)(村) 選挙管理委員会
2 (順位) 総務 花子 優先的に当選人と なるべき候補者	1 (順位) 総務 二郎 優先的に当選人と なるべき候補者	○ ○ 党	
(順位) (氏名)			

②特定枠に記載されている候補者の有効投票は、政党等の有効投票とみなされます。(特定枠の候補者の氏名を記載した投票は、政党等への投票とみなされます。)